

# 「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」改訂(案)概要

第 1 3 回 四国の港湾における地震・津波対策検討会議

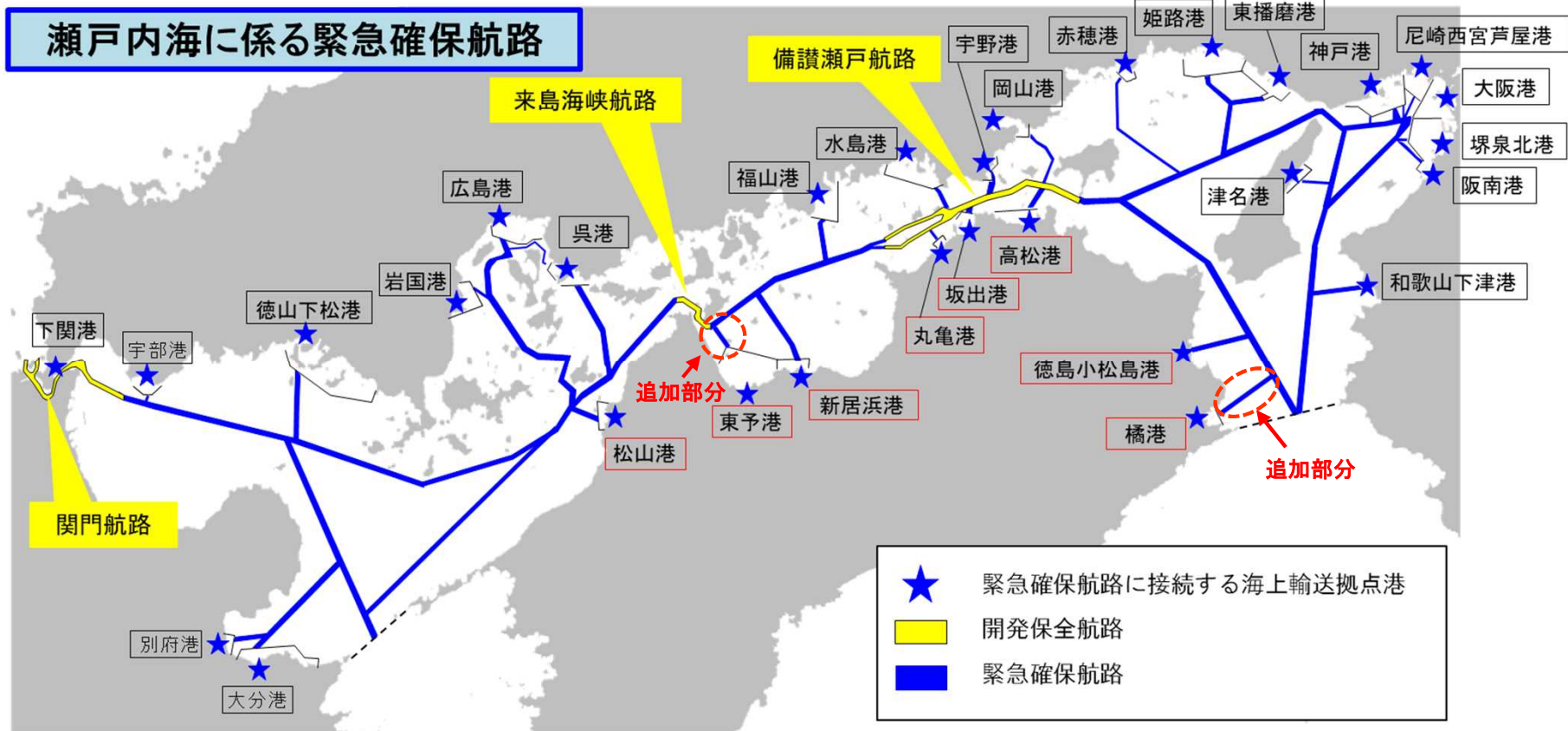
令和 3 年 2 月 1 8 日



# 緊急確保航路の追加

- 令和2年8月の港湾法施行令の改正による、橘港及び東予港に至る緊急確保航路の追加の指定を受け、関係する図表等の修正を実施した。（P31, P32）

図 瀬戸内海に係る緊急確保航路（令和2年8月現在）



## ○令和2年の緊急確保航路の追加について

- 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）」が令和元年5月に改定され、橘港及び東予港が新たに同計画における海上輸送拠点に位置付けられた。
- これを踏まえ、海上輸送拠点に接続する海域を緊急確保航路に指定する必要があることから、令和2年8月、港湾法施行令を改正し、橘港及び東予港に至る区間について追加の指定を実施。

# 情報提供の方法や内容の具体化

- ・ 早期に港湾機能を回復し、継続・発揮させていくための港湾の被災状況、復旧見通し等の情報配信方法について修正を実施した。（P 3 6, P 3 7）

近畿地方整備局港湾空港部

中国地方整備局港湾空港部

九州地方整備局港湾空港部

第五管区海上保安本部

第六管区海上保安本部

四国地方整備局道路部



## ○情報提供方法や内容について

・ 発災から一定の日数が経過し、企業活動が再開しようとする時点での情報提供を主とした記載だったが、対象とする期間を発災直後からに広げ、時間的段階ごとの情報提供内容を具体的に記載した。

・ 港湾利用企業による代替輸送の検討に資する各種情報提供について、港湾管理者が整理し、ポータルサイト管理者が集約するとの記載だったが、四国地方整備局が、利用可能になった港湾や、各港の復旧状況、啓開作業状況、通行可能な道路の情報などを集約して発信する旨を記載。

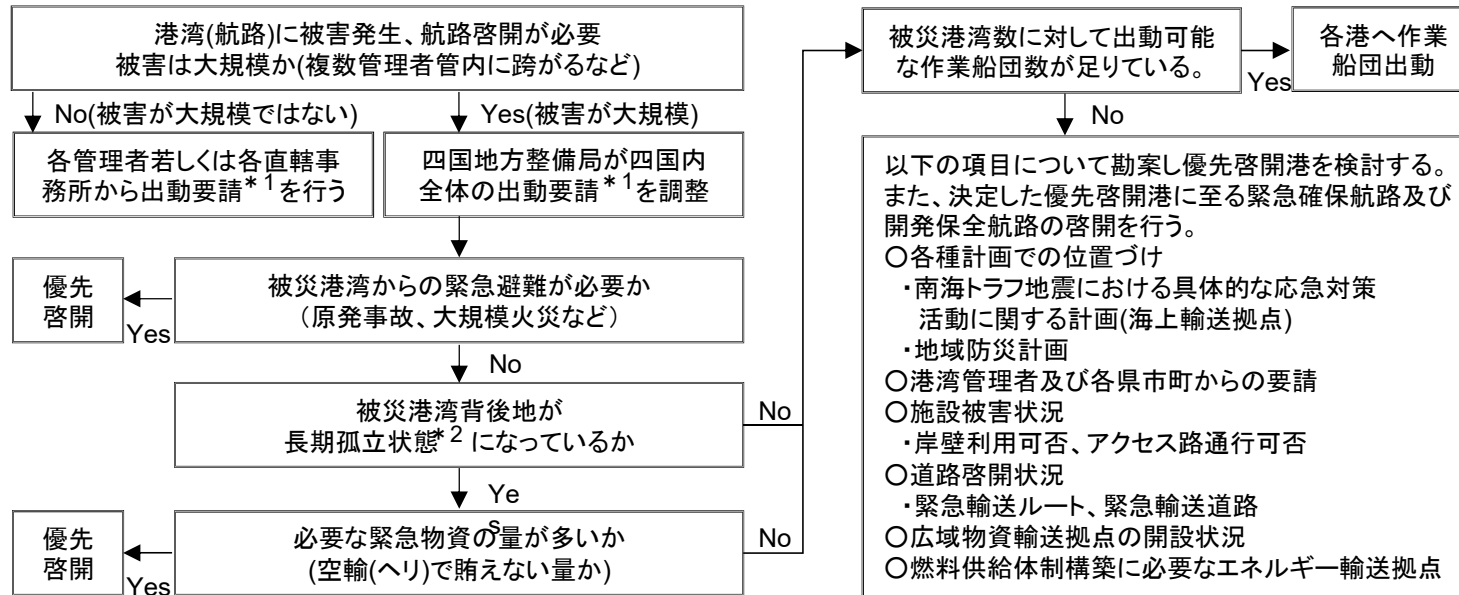
情報提供方法としては、四国地方整備局ホームページとしたが、今後、より有効な手法について、関係機関との調整を継続する必要がある。



# 啓開作業の優先順位検討に関する記述の修正

・優先啓開港検討の方法について、当該計画内及び関連計画（緊急確保航路等航路啓開計画）において考え方を統一する。（P27, P29, P30）

## ○優先啓開港検討の考え方



- \* 1: 「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」に基づく応急対策業務の民間協力者への要請
- \* 2: 緊急輸送ルートのうち「四国広域道路啓開計画」で定めた進出ルートにおいて、大規模な被災等による途絶が発生し、且つ代替ルートが定められていない場合、到達困難となった地域を長期孤立状態であると見なす。

- ・図示する優先順位検討の流れ(P27)にある各検討項目については、既存計画から大きな変更はない。  
緊急的に対応すべき事態(図中左側の検討項目)以外の検討項目について、考慮する優先順位は設けず、総合的に判断することとした。
- ・発災後に、被害状況や作業船団の数を把握しなければ、判断の付かない事が多いため、仮の状況設定での作業船の配置検討を例示した項(P29, 30)では、仮の考え方を規定方針だと誤認させないように、表現を変更。

図 大規模災害時における広域を対象とした航路啓開優先順位の検討の流れ